

安全かつ環境上適切な船舶の再資源化のための国際条約案（項目仮訳）

- 第一条 一般的要件
- 第二条 定義
- 第三条 適用
- 第四条 船舶の再資源化に関する管理
- 第五条 船舶の検査（survey）と証書
- 第六条 船舶再資源化施設の認可
- 第七条 情報交換
- 第八条 船舶の検査（inspection）
- 第九条 違反の発見
- 第十条 違反
- 第十一条 船舶の不当な遅延
- 第十二条 情報の送付
- 第十三条 技術支援及び協力
- 第十三条（追加） 実施
- 第十四条 紛争の解決
- 第十五条 国際条約及びその他の協定との関係
- 第十六条 署名、批准、受諾、承認及び加入
- 第十七条 効力発生
- 第十八条 改正
- 第十九条 廃棄
- 第二十条 寄託
- 第二十一条 用語

附属書 安全かつ環境上適切な船舶の再資源化のための規則（項目仮訳）

第 A 部 総則

- 規則 A-1 定義
- 規則 A-2 一般的適用
- 規則 A-3 例外

第 B 部 船舶の要件

- 規則 B-I 船舶の設計、建造、運航および維持
 - 規則 B-I-1 船舶の有害物質の管理
 - 規則 B-I-2 船舶の有害物質の管理の改正を提案するための手続き
 - 規則 B-I-3 技術部会
 - 規則 B-I-4 有害物質のインベントリ
- 規則 B-II 船舶の準備
 - 規則 B-II-1 一般的要件
 - 規則 B-II-2 再資源化計画
 - 規則 B-II-3 再資源化のための準備
- 規則 B-III 検査と証書
 - 規則 B-III-1 検査
 - 規則 B-III-2 証書の発行と裏書
 - 規則 B-III-3 他の締約国による証書の発行又は裏書
 - 規則 B-III-4 証書の様式
 - 規則 B-III-5 証書の有効期間及び有効性

第 C 部 再資源化施設の要件

- 規則 C-1 船舶再資源化施設の管理
- 規則 C-2 船舶再資源化施設の認可
- 規則 C-3 一般的要件
- 規則 C-4 再資源化施設運営計画
- 規則 C-5 事故の防止
- 規則 C-6 環境上適切な有害物質の除去と管理
- 規則 C-7 緊急時計画と対応
- 規則 C-8 労働安全と訓練
- 規則 C-9 事故および慢性的影響の報告

第 D 部 通報要件

- 規則 D-1 最初の通知及び通報の要件
- 規則 D-2 完了の通報

以上